平成２４年（フ）第５８３号
堺市美原区南余部西２丁目１番４―506号
債務者　青柳　泰夫
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５８５号
堺市堺区三宝町３丁195番地　アーバン三宝201号
債務者　猿田　美香（旧姓丹生）
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５９８号
大阪府松原市天美北３丁目22番５号、前住所大阪府松原市天美我堂６丁目４番13―104号
債務者　平　　涼子（旧姓梶原）
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６２３号
堺市堺区甲斐町東５丁１番10号　甲斐町ハイツ201号
債務者　谷口　将基
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２７４号
神奈川県小田原市寿町１丁目16番12号
債務者　関口二三男
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３１４号
神奈川県小田原市板橋588番地の２　グリーンコーポ板橋103
債務者　日下部庄一
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１８７号
愛知県一宮市萩原町朝宮字神明前17番地
債務者　アイシンクラフトこと　鵜飼新太郎
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２８２号
大阪府泉大津市池浦町４―６―42リヴェール泉大津101号、住民票上の住所大阪府堺市東区丈六268番地103号
債務者　谷本　憲治
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２９３号
大阪府岸和田市磯上町４丁目13番15―112号
債務者　川端　一吉
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３００号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地66棟603号、住民票上の住所大阪府泉南市新家536番地ベルハイム新家102号
債務者　原田　　守
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３０１号
大阪府岸和田市尾生町5216番地の５
債務者　山足　幸美
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３０９号
大阪府泉大津市虫取町２丁目２番３―402号
債務者　池本　八郎
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３１０号
大阪府和泉市尾井町２丁目５番10―203号、前住所大阪府堺市南区三原台２丁７番１―314号
債務者　杉山　幸二
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３１２号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地39棟408号、前住所大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地34棟305号
債務者　吉永　憲二
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３１３号
大阪府和泉市府中町６丁目13番62号
債務者　宮本忠正こと　白　　忠正
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３１９号
大阪府岸和田市尾生町924番地の１
債務者　谷川　公亮（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３２０号
大阪府岸和田市池尻町247番地
債務者　中岸　順三
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係